

税法実務コース「連結納税制度」

コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第 1 回	テーマ 1. 連結納税制度の概要	P 2
	テーマ 2. 連結納税制度の選択	～
	テーマ 3. 連結納税開始前における留意点	P 2 3
	テーマ 4. 連結所得金額・連結法人税額の計算	

第 2 回	テーマ 5. 連結所得計算上の留意点①	
	テーマ 6. 連結所得計算上の留意点②	P 2 4
	テーマ 7. 連結所得計算上の留意点③	～
	テーマ 8. 連結法人税額の計算	P 5 7
	テーマ 9. その他の留意点	

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成29年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

税法実務コース「連結納税制度」

CONTENTS

テーマ 1	連結納税制度の概要	2
	■連結納税制度の概要を把握する	
テーマ 2	連結納税制度の選択	6
	■連結納税の選択手続とメリット・デメリット	
テーマ 3	連結納税開始前における留意点	12
	■連結納税を開始する前の留意点を確認する	
テーマ 4	連結所得金額・連結法人税額の計算	20
	■連結所得金額から連結法人税額までの計算の流れ	
テーマ 5	連結所得計算上の留意点①	24
	■減価償却、貸倒引当金、連結法人間取引の計算	
テーマ 6	連結所得計算上の留意点②	32
	■租税公課関連項目の調整	
テーマ 7	連結所得計算上の留意点③	36
	■連結グループ全体で計算するものを確認する	
テーマ 8	連結法人税額の計算	48
	■連結法人税額はどのように計算するのか	
テーマ 9	その他の留意点	52
	■地方法人税や消費税、地方税の取扱い	

1

連結納税制度の概要

連結納税制度の概要を把握する

■ 1 連結納税制度とは

法人税法では、一の法人ごとに所得金額・法人税額を算定・納付する単体課税を原則としていますが、一定の資本関係を有する企業グループについては、グループ単位で法人税を負担するという考え方も実態に則していることから、選択により連結納税制度の適用を認めています。

■ 2 連結納税制度の効果

親会社では每期所得が発生し、子会社では每期欠損が発生している場合、連結納税制度の適用を受けることによって、グループ全体として納付する税金を抑えることができます。

これを利用して、例えば、組織再編成の過程で単一の法人が複数の法人となった場合でも、グループ全体の税負担が増加することを防止することができます。また、株式交換等で完全子会社化することにより、グループ全体の税負担を軽減することも可能です。

このように、連結納税には組織再編成を促進する効果もあるといえます。

① 単体納税 ⇨ 甲社の所得と乙社の欠損は相殺できない。

甲社所得	⇨	各事業年度の所得に対する法人税
乙社欠損	⇨	各事業年度の所得に対する法人税

② 連結納税 ⇨ 甲社の所得と乙社の欠損を相殺することができる。

甲社所得	}	⇨ 各連結事業年度の連結所得に対する法人税
乙社欠損		

■ 3 対象法人

連結納税制度は、連結親法人となる法人と連結子法人となる法人との間に完全支配関係がある場合に適用することができます。

(注) 完全支配関係

内国法人が他の内国法人の発行済株式等の全部を保有する場合における当該内国法人と当該他の内国法人との関係をいいます。

① 連結親法人となる法人

連結納税の承認を受けて連結親法人となる法人は、内国法人である普通法人又は協同組合等に限られます。また、清算中のもの等は除かれます。

なお、他の内国法人による完全支配関係がある内国法人等は、連結親法人となることはできません。

② 連結子法人となる法人

連結納税の承認を受けて連結子法人となる法人は、連結除外法人以外の内国法人です。連結除外法人とは、普通法人以外の法人、破産手続き開始の決定を受けた法人等をいいます。

つまり、連結子法人になる法人は、内国法人である普通法人に限られます。

なお、清算中であっても連結納税は可能です。

連結納税は強制適用されるものではなく、任意に適用を選択することができます。

ただし、連結納税を選択する場合には、完全支配関係のある子法人のすべてをその対象としなければならない、任意に対象法人を選択することはできません。

【具体例】

